

権利擁護研修「障がい者の権利を護るために」

発行元：半田市 令和2年3月

一般社団法人支援の思想研究会の上田氏をお招きし、障がい事業所を対象として、障がい者の権利擁護支援や虐待・差別についてご講演いただきました。

日 時：令和2年1月30日（木）

10時00分～12時00分

場 所：半田市役所 大会議室

講 師：上田 晴男 氏

（一般社団法人支援の思想研究会 理事長）

参加人数：46名



✿権利擁護支援の3つの軸✿

一人ひとりの権利を護る支援には3つの支援軸があります。

① 意思決定支援

意思形成、意思表示、意思実現の支援 等

② 法的支援

成年後見制度、債務整理、虐待救済 等

③ 生活支援

障がい福祉サービス、日常的金銭管理 等

✿支援を必要とする人の特性✿

さまざまな要因で困りごとが生じた場合に、助けを求めないだけでなく、自分の置かれている状態もよく分からないという人が多い。

- ・自ら支援を求めない（我慢や適応で対応）
- ・本人が「指導・助言」に対応できない
- ・支援に時間がかかる（何度も訪問・面談等）
- ・本人の言動の意味が分かりにくい
- ・生きる意欲や力が弱い

✿差別の起きない支援✿

障害者差別解消法では、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供が禁止されています。

●福祉事業者における不当な差別的取扱い（例）

- ・サービスの利用を拒否する
- ・サービスの利用を制限する（場所・時間帯等）
- ・サービスの利用に際し条件をつける
- ・正当な理由なく、他の者とは異なる扱いをする

●福祉事業者における合理的配慮（例）

- ・基準や手順の柔軟な変更（休憩やルール等）
- ・物理的環境への配慮（段差にスロープ等）
- ・補助器具やサービスの提供

（情報提供・利用手続きへの配慮等）

✿虐待防止に向けた支援✿

虐待とは、何らかの要因で、本人と養護者等との基本的な関係性から考えられる本来とは違う対応・行為等により、本人が何らかの危害や不利益を受けて生活困難に陥っている状態をいいます。

支援内での虐待の防止のため、権利擁護の視点を踏まえて支援を見直す必要があります。

- ・本人中心支援になっているか
- ・必要な支援が確保されているか
- ・本人の特性に配慮した支援か
- ・説明と同意は確立されているか
- ・利用者を「～さん」と呼んでいるか 等



【問い合わせ先】半田市障がい者自立支援協議会事務局

半田市障がい者相談支援センター 小島

TEL 0569-21-5585

半田市地域福祉課 杉浦（郁）・片山

TEL 0569-84-0641